

「熊野市奨学金返還免除制度」の募集要項

1、制度の概要

「熊野市奨学金返還免除制度」は、大学等を卒業した後、若者の地元定着を促進するために、奨学金の貸与を受けた者が貸与期間終了以降に、熊野市に戻り、市内の事業所に一定期間以上就労している者を対象に、奨学金の全部又は一部を免除する制度です。

2、申込対象者

現在、熊野市奨学金の貸与を受けている者及び返還を行っている者（据え置き期間対象者も含む）

3、免除の条件

- ① 熊野市内に居住していること。（熊野市に住民票があること）
- ② 10年以上継続し、原則として熊野市内に本社（個人の場合にあっては主な事業所）を有する事業所に現に就労している者又は予定の者。（但し、公務員・熊野市新規就農者確保事業補助金を受けている者を除く）

4、申請手続き等

(1) 申請書類

- ① 熊野市奨学金（貸与）返還免除申請書（様式第3号）
- ② 雇用（予定）証明書（様式第7号）
- ③ 確約書（様式第8号）
- ④ 住民票 （提出された書類は一切返却しません）

(2) 申請の受付

- ・平成28年12月1日より。

(3) 申請書類の提出先

- ・〒519-4392 熊野市井戸町796
熊野市教育委員会事務局 学校教育課 TEL0597-89-4111(410)

5、返還免除の決定について

申請書類を熊野市教育委員会で審査した上、該当者に文書でお知らせします。

6、問い合わせ先

熊野市教育委員会事務局 学校教育課 TEL0597-89-4111(410)
(免除の具体事例については裏面参照)

(返還免除に関する具体事例)

- ・大学等を卒業後 5 年間名古屋市内で働き、2 年間の据え置き期間後 3 年間返還をした者が、その後、熊野市に戻り、同市に本社を有する事業所に就労した場合は、既に返還した額を除き、残りの額を 10 で均等割りした額を 1 年ごとに免除していく。
- ・大学等を卒業後、熊野市に戻り、同市に本社を有する事業所に就労した場合は、返還額を 10 で均等割りした額を 1 年ごとに免除し、10 年間で全額を免除する。
- ・大学等を卒業後、熊野市に戻り、同市に本社を有する事業所に 7 年間就労し、返還免除を受けているものの、本人の都合等により他の市区町村に転居又は転職する変更事案が発生した場合は、変更後、10 で均等割りした残り 3 年間の債務の返還義務を負う。